

# 岐阜県公報

## 目 次

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表	(監 査 委 員)	一
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	五
財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	九

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十八年九月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年十月二十八日

岐阜県監査委員	水 野 正 敏
岐阜県監査委員	小 原 尚
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

号 外 (一) 平 成 二 十 八 年 十 月 二 十 八 日

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

( 火 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日 )

平 成 二 十 八 年 十 月 二 十 八 日

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
知事直轄	—	—	—	—	—	—
総務部	2	0	0	1	0	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	—	—	—	—	—	—
健康福祉部	—	—	—	—	—	—
商工労働部	1	0	0	2	0	0
農政部	1	0	0	0	0	0
林政部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	4	3	1	5	3	1
都市建設部	2	0	1	2	0	1
県事務所	2	2	0	2	2	0
教育委員会	4	0	1	1	0	1
警察本部	3	2	2	10	2	4
その他	2	0	0	0	0	0
合計	21	7	5	23	7	9

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求めざる事項のうち、その程度が重大なもの
  - ・ 指導事項 是正又は改善を求めざる事項
  - ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求めざる事項又は現地機関の監査の結果として本庁及び本部の所管課に対し是正若しくは改善を求めざる事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。  
「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、10機関において、7件の指摘事項及び7件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対して是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、本庁及び本部の所管課8機関において、9件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

1 総務部 (2機関)			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
財政課	平成28年9月2日	中農県税事務所	平成28年9月16日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。また、本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
法務・情報公開課	検討事項	特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないまま特定個人情報を取り扱っていたり、特定個人情報を取り扱ったにもかかわらず「特定個人

2 商工労働部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
工業技術研究所	平成28年9月16日

個人情報取扱記録簿」に記録がなかったりするなどの事案が複数見受けられた。  
特定個人情報を取り扱う事務は今後一層増加することが想定されるため、特定個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に基づいた適正管理を各所属に周知徹底するとともに、管理の状況について定期又は随時に監査を行い、その結果を情報共有するなど、各所属における安全管理措置が確実に実施されるよう対策を講じられた。  
また、特定個人情報の対象者の範囲が変動する場合の「特定個人情報管理台帳」の作成方法及び「特定個人情報取扱記録簿」に複数名分を一括記載した場合の処理結果の確認について、所属によって適時に行われていない事案も散見されたことから、それらの基本的な取扱方法を示すなど、多数の特定個人情報と同時に取り扱う場合であっても組織的な管理が確実に実施されるよう必要な対策を講じられた。

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。また、本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
産業技術課	検討事項	県立職業能力開発校(国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールの)入校金の免除手続について、免除決定となったうえで翌年度へ繰り越されたものがあつたので、「岐阜県立職業能力開発校授業料等の免除に関する要綱」等の見直しにより再発防止策を検討された。 県立職業能力開発校(国際たくみアカデミー及び木工芸術スクールの)の寄宿舎入寮生の光熱水費の徴収について、「岐阜県立職業能力開発校寄宿舎共益費徴収要領」に基づき入寮生一人当たり月額300円を共益費として定めて徴収し、県の歳入(雑入)に計上している。 しかし、共益費の額が利用実態に見合った設定となっていないために寄宿舎の光熱水費を県が過分に負担していると考えられることから、共益費の額の設定について、受益者負担の原則に基づいた見直しを検討された。

3 農政部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
県農農林事務所	平成28年9月8日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

4 県土整備部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
建設政策課	平成 28 年 9 月 2 日	美濃土木事務所	平成 28 年 9 月 15 日
多治見土木事務所	平成 28 年 9 月 12 日	恵那土木事務所	平成 28 年 9 月 5 日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
美濃土木事務所	指摘事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として86,378円の費用負担が生じていたため、道路パトロープの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めらるべし。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたため、職員への毀損事故防止について一層の徹底を図らるべし。
多治見土木事務所	指摘事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として65,448円の費用負担が生じていたため、道路パトロープの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めらるべし。
恵那土木事務所	指摘事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として384,000円の費用負担が生じていたため、道路パトロープの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めらるべし。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
用地課	検討事項	県土整備部では、用地取得に伴う特定個人情報に係る管理事務を行うにあたり、路線ごと又は事業ごとに特定個人情報取扱記録簿で管理することとしているが、取得期間が長期にわたる可能性があることから、「県土整備部の用地取得に伴う個人番号関係事務取扱要綱」を定め、地権者一人ひとりの取扱状況を管理できるように、「特定個人情報取扱記録簿」を補完するものとして補助台帳様式を定めている。しかし、補助台帳様式には個人情報管理者（所属長）等の確認欄が設けられていないため、結果として長期間、所属として適正な管理が行われていないおそれがある。
		用地取得事務において、地権者ごとの個人番号の取扱状況を補助台帳で管理するのであれば、個人情報管理者（所属長）等複数人によるチェック機能が確保される補助台帳様式に改正するなど組織的な管理が確実に実施されるよう対策を講じられたらいい。

5 都市建設部（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
東濃建築事務所	平成 28 年 9 月 12 日	リニア推進事務所	平成 28 年 9 月 5 日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
東濃建築事務所	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を提供していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
建築指導課	検討事項	本県では、宅地造成等規制法に基づき、多治見市及び土岐市において、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれがある市街地等を「宅地造成工事規制区域」として昭和40年代から指定している。当該規制区域において、地域住民等への周知のため、県は、平成2年から平成13年にかけて宅地造成工事規制標識を道路、公園等の公共用地に管理者の立ち会いのうえ設置したが、現在する標識298本について、占用許可など土地使用の手続が明らかでない標識が多く含まれるため、今後の整理方針について検討されたい。

6 県事務所（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
中濃県事務所	平成 28 年 9 月 16 日	東濃県事務所	平成 28 年 9 月 8 日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
中濃県事務所	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、修繕料73,569円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らるべし。
東濃県事務所	指摘事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として182,682円の費用負担が発生し、また、修繕料387,554円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らるべし。

7 教育委員会（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
大垣西高等学校	平成 28 年 9 月 9 日	大垣養老高等学校	平成 28 年 9 月 9 日
恵那南高等学校	平成 28 年 9 月 6 日	大垣特別支援学校	平成 28 年 9 月 9 日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
大垣養老高等学校	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

8 警察本部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施年月日	実施年月日
岐阜中警察署	平成 28 年 9 月 15 日	多治見警察署	平成 28 年 9 月 12 日
恵那警察署	平成 28 年 9 月 6 日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
岐阜中警察署	指導事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として347,640円の費用負担が発生し、また、修繕料145,756円(うち相手方負担分32,121円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として432,000円の費用負担が発生し、また、修繕料390,852円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料176,256円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
多治見警察署	指導事項	公務中に誘導した車両を損傷させた1件の事故について、損害賠償金として44,586円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、取得した個人情報番号については「個人情報確認資料管理簿」に記載しなければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
恵那警察署	指導事項	自動車保管場所証明等手数料に係る収入証紙消印高報告において、実際の消印高とは異なる金額を報告していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

本部の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
広報県民課	検討事項	特定個人情報に係る管理事務において、「個人情報確認資料管理簿」及び「特定個人情報取扱い記録簿」に記載することなく特定個人情報を取り扱っていたり、特定個人情報を取り扱う場合は事前に個人情報管理者である所長長の確認を受けるべきところ所長以外の者の確認を受けていたりするなどの事象が複数で見受けられた。特定個人情報を取り扱う事務は今後一層増加する

機関名	区分	内容
刑事総務課	検討事項	<p>ことが想定されるため、特定個人情報の漏えい等の事故防止の観点から、「岐阜県警察における個人情報管理の管理に関する訓令の解釈及び運用上の留意事項について(通達)」に基づいた適正管理を各所属に周知徹底するとともに、管理の状況について定期又は随時に監査を行い、その結果を情報共有するなど、各所属における安全管理措置が確実に実施されるよう対策を講じられたい。</p> <p>犯罪捜査に関して押収した証拠品等(以下「証拠品」という。)は、犯罪の立証のための重要な資料であり、その押収の継続は所有者等の私法上の権利に関わるものであるため、その取扱い及び保管には特に慎重を期さねばならないところであるが、保管場所が不足している警察署、あるいは今後不足することが懸念される警察署が散見された。また、保管方法が適切でなかったことにより、証拠品の車両を損傷させた事案も発生していた。</p> <p>保管場所の不足は、証拠品の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸につながり、証拠価値の低下は、犯罪立証の成否に大きく影響を及ぼすおそれがある。また、証拠品の保管が長期化する傾向にあることから、保管場所の必要な規模について精査するとともに、保管場所のさらなる確保及びその管理方法について検討されたい。</p> <p>岐阜市内に設置されているパーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備(以下「パーキング・メーター等」という。)は、交通安全対策(駐車対策)の一環として短時間の駐車需要に応じるため、民間や公共の駐車施設が不足する箇所での違法駐車(路上駐車)に対する防止策として設置された。</p> <p>パーキング・メーター等が設置されている駐車区画の利用状況は年々低下しており、平成27年度の稼働率は、パーキング・メーター設置個所が9.38%、パーキング・チケット発給設備設置個所が15.02%であった。これは、1駐車区画に対して1日に駐車する車が何台あるか(回転率)に換算すると、2台を下回る状況であった。</p> <p>また、交通規制課は、パーキング・メーター等の管理業務及びパーキング・メーター等の利用手数料の収納業務を外部委託しているが、委託業務仕様書に定めている毎日2回以上の駐車区画の巡回について、その報告を求めていないなど、委託業務が適正に履行されているかを確認できない状況であった。</p> <p>このパーキング・メーター等については、利用実績が極めて低く、今後も稼働率の低下が避けられない状況にあり、また、委託業務仕様書どおりの履行が確認できない実態もあることから、業務委託も含め、パーキング・メーター等の設置を継続する必要性及び妥当性について検討されたい。</p> <p>大規模災害により警察本部庁舎が使用不能になった場合の代替施設として、平成8年度に岐阜県警察緊急指揮所(以下「緊急指揮所」という。)が建設された。</p> <p>一方、「岐阜県警察大震災警備実施計画」(以下「実施計画」という。)によれば、警察本部の初動措置として警察本部庁舎が使用不能の場合は、県警備本部を緊急指揮</p>
交通規制課	検討事項	
警備第二課	検討事項	

所に設置することとしたが、緊急指揮所としての運用に必要な機材が十分に整備されておらず、指揮機能を有する施設とは言い難い状況にある。

その後、平成24年度に緊急指揮所の活用方法について検討が行われ、災害時には基幹防災拠点として、他県からの応援部隊の宿泊、装備資機材の保管、備蓄物資の配給等に使用することとし、平時は捜査関係等警察業務の拠点として使用するなど、災害時と平時に分けて活用することとした。

しかし、現在も施設名が「岐阜県警察緊急指揮所」となっていること、関係部署において平成24年度の検討の経緯について十分熟知していなかったことから、緊急指揮所のあり方について実情を踏まえた検討を再度行い、実施計画の見直しや職員への周知徹底を行うなど、必要な措置を講じられた。

9 その他（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会東濃地方事務局	平成28年9月16日	選挙管理委員会東濃地方事務局	平成28年9月8日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年十月二十八日

岐阜県監査委員	水野正
岐阜県監査委員	小原尚
岐阜県監査委員	山本泉
岐阜県監査委員	藤良
岐阜県監査委員	杉山祐子

1 平成27年度及び平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	99	99	—	0
指導事項	118	118	—	0
検討事項	10	8	1	1
計	227	225	1	1

2 平成28年度

(単位：件)

区分	監査結果 (平成28年9月末現在) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	34	0	6	28
指導事項	55	0	15	40
検討事項	0	—	—	—
計	89	0	21	68

※「今回措置を講じたもの」については、平成28年10月4日までご知事等関係機関から通知があったもの

(注)  
 指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの  
 指導事項：是正又は改善を求める事項  
 検討事項：用済する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に  
 対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成27年度

(1) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

警察本部

機関名	監査結果	講じた措置
鑑識課	県では、海外の渡航者等のための犯罪経歴証明書(以下「証明書」という。)の発給を無償で行っている。しかし、当該証明書は特定の個人の利益又は行為のために必要となったものである一方、県には人件費などの経費が生じている。他の都道府県でも同一の業務を行っているが、確認したところ、手数料については、1件当たり350	(他県警等の費用負担の状況) 犯罪経歴の発給手数料を徴収している県警等については、過去に他県が実施した調査結果資料や担当者に対する聞き取りにより、22府県で徴収されている状況にあることが判明した。 なお、手数料については、1件当たり350

ろ、手数料を定めて申請者から徴収している県も見受けられた。

これらのことから、受益と負担の公平性を保つため、申請者に一定の負担を求める必要があると考えるので、他の都道府県の費用負担の状況を調査するとともに、本県における手数料の徴収について検討された。

(検討結果)  
現状、他にも無償で発給している公的な事証明書が存在する中で、当該証明書のみ手数料を徴収することは公平感に欠ける。さらに、犯罪証明については、そもそも外務省からの要請に基づき、警察庁からの指示を受け、全国的に実施している証明書の発給事務であり、その性格上、単に個人の利益のためだけに発給しているとは言いがたいと証明といえる。

加えて、当県では法律等で手数料の徴収が定められた事務や警察庁から全国一律に指示のある事務以外で手数料を徴収している事務はない。  
よって、現状では徴収せず、今後の警察庁からの指示、情勢の変化等を踏まえ、将来的な徴収について引き続き検討することとした。

2 平成28年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

危機管理部

機関名	監査結果	講じた措置
防災課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として505,518円の費用負担が発生していたので、交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	事故を受け、事故防止対策、交通安全に対する意識の徹底及び事故が及ぼす影響について指導し、再発防止に努めた。 更に、地震体験車取扱研修時において交通事故防止について徹底するとともに、朝礼時や保長会議、職場研修時等機会を捉えて継続して注意喚起を行い、安全運転と交通事故防止について周知徹底を図り、交通事故防止対策を推進している。

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
自然環境保全課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として225,137円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	当該職員に対し、交通事故防止についてより一層の注意喚起を促すとともに、所属としても職場研修等において、全職員に交通事故防止の呼びかけを行った。

<p>健康福祉部</p> <p>機関名 岐阜県生活政策課</p> <p>監視結果</p> <p>物品管理の重要性と併せて、執務室にはもちろん、執務室以外の当該管理の倉庫及び会議室内の物品についても、その位置を移動する、あるいは廃棄を行いたい場合には、必ず管理課係へ連絡することを職員に周知徹底した。職員の移動の際にも、物品の慎重な使用及び管理について注意喚起を行っており、今後も継続していく。</p> <p>講じた措置</p> <p>物品管理の重要性と併せて、執務室にはもちろん、執務室以外の当該管理の倉庫及び会議室内の物品についても、その位置を移動する、あるいは廃棄を行いたい場合には、必ず管理課係へ連絡することを職員に周知徹底した。職員の移動の際にも、物品の慎重な使用及び管理について注意喚起を行っており、今後も継続していく。</p>		<p>の自己点検を徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>健康福祉部</p> <p>機関名 食肉衛生検査所</p> <p>監視結果</p> <p>特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、事務取扱担当者氏名欄の記載漏れがあったほか、所属長の承認</p> <p>講じた措置</p> <p>監査後直ちに必要な事務処理を確認し、特定個人情報の取得に伴う取扱記録・承認、処理結果の確認による「特定個人情報取扱記録簿」の整備を実施した。</p> <p>「特定個人情報取扱記録簿」整備の失念がないよう、関係ファイル中での綴じ込み位置を最終頁から1頁目に変更した。また、個人番号を取り扱う事務の実施時期を予定</p>		
<p>環境生活部</p> <p>機関名 環境生活政策課</p> <p>監視結果</p> <p>物品の管理事務において、プリンタ1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>事故発生後、パソコンを損傷させた職員に対し、目録の物品の取扱いに対する認識を改め、二度とこのような事故を起こさずとのないよう注意及び指導を行った。課内職員にもメールで事故発生状況の周知と注意喚起を行った。また、職員の移動の際にも、物品の慎重な使用及び管理について注意喚起を行っており、今後も継続していく。</p> <p>講じた措置</p> <p>物品管理の重要性と併せて、執務室にはもちろん、執務室以外の当該管理の倉庫及び会議室内の物品についても、その位置を移動する、あるいは廃棄を行いたい場合には、必ず管理課係へ連絡することを職員に周知徹底した。職員の移動の際にも、物品の慎重な使用及び管理について注意喚起を行っており、今後も継続していく。</p>		
<p>健康福祉部</p> <p>機関名 消防課</p> <p>監視結果</p> <p>電気工事士免状交付手数料（第一種、第二種、再交付及び書換え）に係る収入証紙消印高報告において、実際の消印高とは異なる金額を会計管理者に報告していたので、速やかに対処するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>講じた措置</p> <p>電気工事士免状交付事務について、收受から交付までの事務フローを作成し、処理手順を周知徹底した。</p> <p>消印高報告の作成にあたっては、必ず現物を確認するとともに係内担当間の相互チェックを行うこととした。</p> <p>「文書件名簿補助簿」と「消印高記録」を統合した「免状交付・消印高管理簿」を作成し一元的に管理することとした。</p>		
<p>健康福祉部</p> <p>機関名 中央子ども相談センター</p> <p>監視結果</p> <p>公務中の1件の交通事故について、修繕料67,800円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>講じた措置</p> <p>当該職員に対して乗車時の安全確認や走行時の安全運転についての意識を徹底し、再発防止に努めるよう指導を行った。</p> <p>また、全職員に対し安全運転の注意喚起を行ったほか、定期的に交通安全推進員から交通安全・交通事故防止に関する研修を実施するとともに、常時公用車運転前確保管理所に交通安全啓発文書を掲示し周知・徹底を行い、交通事故の再発防止を図った。今後も継続的に注意を喚起し、職員の交通事故防止を徹底する。</p>		
<p>教育委員会</p> <p>機関名 岐阜高等学校</p> <p>監視結果</p> <p>高等学校入学考査料に係る収入証紙の取扱事務において、全ての収入証紙消印が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p> <p>講じた措置</p> <p>指摘事項については、事後ながら出付証拠の類及び無効証紙がないことを再確認のうえ消印を行い、再使用等の不正防止を図った。</p> <p>全ての事務職員に岐阜県証紙条例施行規則の周知徹底を図り、今後は、願書の最終受付日に担当者が全ての収入証紙に確実に消印を行っているか複数の事務職員が確認を行うこととし、適正な事務処理を徹底した。</p>		
<p>健康福祉部</p> <p>機関名 岐阜農林高等学校</p> <p>監視結果</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として949,009円の費用負担が発生し、また、修繕料596,874円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p> <p>講じた措置</p> <p>当該職員に対して、安全運転及び交通事故防止に努めるよう強く指導した。</p> <p>今回の交通事故を教訓に、全職員に対して、朝会、職員会議、農場会議等の機会を通じて、改めて安全運転や健康管理について注意喚起し、交通事故防止の徹底を図った。また、当校で独自に作成した運動前チェックシートにより、運転者の健康状態等</p>		

<p>を得ていなかった。 2 特定個人情報等の取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記録し、個人情報管理者の確認を得なければならないが、それがなされていなかった。</p>	<p>表で共有化した。</p>
<p>異事務所 機関名 指導員事務所 岐阜県清流の国さる推進補助金の交付事務において、申請内容に係る調査が十分に行われなかったことなどにより、交付決定より以前に完了した事業について補助対象事業としていたので、今後は事務処理の迅速化を図るなど適正に処理されたい。</p>	<p>監査結果 指導事項について再発防止を図るため、当事務所職員及び交付先である町に対し、当該補助金の趣旨について周知徹底した。今後は、補助金の要望調査の段階から、町担当者のヒアリングのみならず、現地へ出向くなど連携を密にし、申請時の内容の調査を複数の職員で行い、補助対象事業の進捗状況の確認など適正な事務処理を行う。</p>
<p>教育委員会 機関名 教育総務課 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料60,480円が支払われていたので、職員員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>監査結果 事故発生後速やかに全職員に対し、パソコンなど物品の事故防止についての注意喚起を行った。今後は、定期的に物品の取扱いについて注意喚起を行い、事故の再発防止に努める。</p>
<p>教育財務課 財産の管理事務において、岐阜県運搬生奨学金貸付金の返還免除した額を「財産記録管理簿」に記載していなかったことにより、会計管理者に提出する「財産に関する調査」の決算年度末残高に誤りがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 会計管理者へ報告済みの「財産に関する調査」については、直ちに報告の訂正を行った。財産記録管理簿は事案の発生の都度記載するものであるが、返還免除案件について記載を失念していた。このため、事案発生に係る書類（副定決議書、支出金調書及び返還免除に係る決議書）の決裁時に財産記録管理簿を添付することで記載漏れがないよう徹底を図る。</p>
<p>岐阜高等学校 電気需給契約に係る支出事務において、履行を確認するための検査をしたことが確認できなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、岐阜県会計規則及び同取扱要領を会計職員で再確認し、検査漏れがないよう徹底した。今後は、会計事務の手続について意識がないよう、出納員や会計職員の複数人によるチェック体制を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認及び確認を得なければならないが、所属長以外の者が承認及び確認をしていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」を学校長及び事務職員で再確認した。今後は、特定個人情報取扱記録簿の承認欄と確認欄に学校長及び担当者名を記入し、要綱に沿って適正に個人情報を管理する。</p>
<p>岐阜農林高等学校 生産物売上の収入事務において、未納者の全てに対し、督促状を発行していただいたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>生産物売上の収入事務について、会計事務に係る知識を深めるため出納員及び会計員にて再確認を行った。今後は、総合財務会計システムで配管される帳票により収納状況を複数人で確認し、収納未済があった場合は、岐阜県会計規則に基づき速滞なく督促状を発行することとし、適正な事務処理に努める。</p>
<p>物品の管理事務において、物品登録が行われていたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>物品登録簿を作成し、登録を行った。また、物品の取得をしたときは、物品の登録が完了するまでが一連の事務であることを出納員及び会計員にて再確認した。今後は購入により物品を取得した場合は、支払手続にあわせて物品の登録手続を行うこととし、登録簿がないよう複数人によるチェックを徹底、手続に遺漏のないよう「岐阜県会計規則及び同取扱要領」を遵守し、適正に処理に努める。</p>
<p>特定個人情報に係る管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 特定個人情報を取り扱う場合は、「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならないが、所属長以外の者が承認をしていた。 2 特定個人情報の取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」の処理結果確認欄に記載し、個人情報管理者の確認を得なければならないが、それがなされていなかった。</p>	<p>監査後速やかに特定個人情報取扱記録簿を再向致したうえで、学校長による承認を受け、処理結果確認欄に記載し、個人情報管理者の確認を受け、あわせて、特定個人情報に係る管理事務について、学校長及び事務職員にて再確認した。今後は、特定個人情報取扱いは、事務部長を経て確実に学校長の確認を受けることとし、適正な管理に努める。</p>
<p>大垣南高等学校 特定個人情報に係る管理事務において、</p>	<p>平成28年6月10日に、「特定個人情報管理</p>

<p>「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないまま特定個人情報を取り扱っていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p>	<p>「台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を整備した。あわせて、全職員で特定個人情報に係る管理事務について、周知徹底した。今後は、特定個人情報取扱事務の発生の度に、その取扱状況を確認し、「個人情報」の適正な管理のための措置に関する要綱に沿った適正な管理を徹底する。</p>
<p>郡上北高等学校 毒物及び劇物の管理事務において、保管場所に「医薬品外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。</p>	<p>平成28年6月3日より保管場所が必要な表示を行った。また、毒物及び劇物を取り扱う関係職員で、毒物及び劇物取扱法及び関連法規等について周知徹底を図った。 今後は、複数の職員で定期的に保管場所の表示や管理状況を確認し、適正な管理を行うこととした。</p>
<p>海部特別支援学校 特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載しなけれはならぬが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあつたので、今後は適正に処理された。</p>	<p>指導事項については、「特定個人情報取扱記録簿」に記載するとともに、全職員に特定個人情報に係る管理事務について周知徹底した。 今後は、特定個人情報の取扱いにおいて事前承認及び事後確認を徹底することとし、特定個人情報管理者は定期的に「特定個人情報取扱記録簿」を点検し、処理状況を確認する。</p>

岐阜県監査委員会告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から財政的援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があつたので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年十月二十八日

岐阜県監査委員 水野正敏  
 岐阜県監査委員 小原尚  
 岐阜県監査委員 山本泉  
 岐阜県監査委員 藤良  
 岐阜県監査委員 杉山祐子

1 平成27年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの*	未措置	
					A
団体	出資・出捐団体	3	2	0	1
	補助金等交付団体	2	1	0	1
	指定管理者	1	1	0	0
団体	出資・出捐団体	6	4	0	2
	補助金等交付団体	5	5	0	0
	指定管理者	6	3	1	2
団体	出資・出捐団体	14	11	1	2
	補助金等交付団体	0	0	0	0
	指定管理者	0	0	0	0
所管機関	出資・出捐団体	0	0	0	0
	補助金等交付団体	2	1	0	1
	指定管理者	1	1	0	0
合計	出資・出捐団体	34	24	2	8
	補助金等交付団体				
	指定管理者				

※平成28年9月26日に知事から通知があったもの  
(注) 監査結果の区分については次のとおり。

- ・ 指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項：所掌する事務の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課	学校法人平田学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	岐阜県私立学校教育振興費補助金において、次の不適正な事項が認められたので、今は適正に処理された。 1 補助対象経費として人件費のうち、管理職手当の支給に係る算出根拠が給与規程において明確になっていなかった。 2 教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていた。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり改善したとの報告を受けた。 明瞭になっていなかった管理職手当については、平成27年度補助金の対象経費からは除外した。また、平成28年3月の理事会及び評議員会に給与規程の改正を諮り、園長の管理職手当の算出根拠について規定した。 補助対象経費の計上誤りについては、チェック体制の不備が原因と考える。そのため、平成27年度補助金の実績報告からは総理規程に基づき園長及び職員2人での相互チェック体制に改善した。

(2) 所管機関監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課	学校法人平田学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	学校法人平田学園に対する岐阜県私立学校教育振興費補助金において次の不適正な事項が認められ、実績報告書の審査及び確認が十分行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。 1 補助対象経費として人件費のうち、管理職手当の支給に係る算出根拠が給与規程において明確になっていなかった。 2 教育研究経費及び管理経費の計上誤りにより補助対象経費が過大となっていた。 また、平成25年度に実施された当該法人に対する会計指導検査指導事項について未だ改善されていない事例がみられたので、速やか	給与規程における手当の算出根拠の不記載については、法人に速やかに規程の改正を検討するよう伝え、またその改善結果を文書で提出するよう指導した。 その結果、平成28年3月の理事会及び評議員会にて当該規程の改正が諮られ、管理職手当の算出根拠が明確に記載されたことを確認した。 また、私学振興・青少年課で実施する学校法人会計指導検査において、請手当の支給に係る算出根拠が明らかになっているため、今後この取組を徹底する。 経費の計上誤りについては、法人に対し、補助金ヒアリングの際に補助対象経費の

<p>に改善状況を確認するとともに、法人に対する指導の徹底を図りたい。</p>	<p>考え方に係る説明を行った上、事務処理体制の改善及び改善結果の文書での提出を指導した。</p> <p>また、平成27年度補助金については、同様の誤りがなく平成28年2月及び4月に十分なヒアリングと積算資料の確認を行い、適切に補助対象経費が計上されていることを確認した。</p> <p>平成25年度会計指導検査指摘事項のうち、補助金に係る出納その他の事務について未改善事項があった件については、法人に対し改善方法を伝えるとともに、改善状況が確認できる書類として決算書、諸規程等を提出するよう指導し、その結果すべて改善されていることを確認した。</p> <p>今後は、会計指導検査後に私学振興・青少年課に提出される改善状況報告書とともに、改善を証する書類を添付させ、再発防止を徹底する。</p>
---	---

平成二十八年十月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社